

## 浦安市立図書館逐次刊行物収集及び保存年限の基準

### (趣旨)

逐次刊行物は定期的に刊行され、各分野の時事性の高いテーマや趣味・生活・実用などの最新情報を継続的にまとめた形で提供することができ、図書館法の趣旨にも沿った有用性の高い資料として図書館において提供してきたものである。

市町村立図書館は、知識基盤社会における「地域の情報拠点」であり、図書、逐次刊行物などの出版物のほか、インターネット上の情報を含めあらゆる情報を一箇所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であるとされている。

このことから、逐次刊行物は他には無い特質を有した資料として、市民への情報提供に不可欠であり、逐次刊行物を効果的・効率的に利用に供するために必要な収集及び保存年限に関する基準を以下に定める。

参考資料：「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省 告示第 172 号）

「これからの図書館像」（平成 18 年 3 月「これからの図書館在り方検討協力者 会議」）

### 1 新聞

新聞は国内発行の主要全国紙を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。なお、専門紙及び機関紙については、利用度及び必要度に応じて収集する（浦安市立図書館資料収集要綱第 6 条第 2 号）。

- (1) 全 国 紙 主要な全国紙を収集する。
- (2) 地 方 紙 千葉県において県紙と位置付けられるもののほか、千葉県を含む関東各都県を発行地域とする新聞は収集対象とする。
- (3) 外 国 紙 政治、経済、文化で日本と関わりの深い欧米及び近隣アジア諸国の代表紙について、在住外国人の利用も考慮して収集する。
- (4) 専 門 紙 出版・読書、教育など特定分野の新聞は利用度や記事内容を考慮して収集する。
- (5) 政党機関紙 国会において議席を有する政党の機関紙は網羅的に収集する。

### 2 雑誌

雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度及び必要度に応じて収集する。ただし、漫画雑誌は、原則として収集しない（浦安市立図書館資料収集要綱第 6 条第 2 号）。

寄贈される雑誌については全体的なバランスを考慮して収集する。

#### (1) 一般雑誌

分野、内容の難易度、論調、対象年齢のバランスを考慮して収集する。

浦安市を含む地域に関する雑誌は積極的に収集する。

##### ア 日本語雑誌

###### (ア) 週刊誌

- ・各分野における様々なテーマの最新動向について、市民が比較・検討できるようにするため、各新聞社及び主要な出版社発行のものを幅広くバランスを考慮して収集する。
- ・一般週刊誌は、国立国会図書館の「雑誌記事索引採録誌選定基準」において採録対象としたタイトルを考慮して収集する。
- ・市民の利用度及び必要度と、日常生活において有用な記事を含むタイトルを収集する。

###### (イ) 月刊誌その他

- ・各分野のタイトルを幅広く収集する。
- ・対象年齢を考慮し、バランスよく収集する。
- ・実用的、娯楽的な内容のもの、一般教養レベルから専門性の高いものまで、各レベルのものを収集する。

##### イ 外国語雑誌

- ・政治、経済、文化で日本と関わりの深い欧米及び近隣アジア諸国の代表的な総合誌、その主題分野の刊行物として世界的に著名なものについて、在住外国人の利用を考慮して収集する。

#### (2) 児童・青少年向け雑誌

- ・児童・青少年を対象として出版された雑誌は、必要に応じて収集する。
- ・時事問題のほか、実用的、娯楽的な内容のものなど、図書では得られない最新の情報を掲載するタイトルを収集する。

### 3 各館の収集基準

(1) 中央図書館は、浦安市立図書館の中心館として、分館が収集する逐次刊行物のほか、必要に応じ、専門性の高いものまで幅広く収集する。

(2) 分館は、市民の一般教養、実用、趣味及び娯楽等に資する逐次刊行物を中心に、利用度、分野、対象年齢のバランスを考慮して収集する。

### 4 新聞保存年限の基準

(1) 新聞の原版は、縮刷版が提供できる状態になるまで保存する。縮刷版を収集していない新聞の保存年限は1年とする。ただし、必要に応じて最長で3年まで保存することができる。

- (2) 縮刷版、マイクロフィルム、CD-ROMの形態で発行された新聞の保存年限は、原則として永年とする。ただし、デジタル版の提供の状況に応じて変更する場合がある。

## 5 雑誌保存年限の基準

### (1) 永年

- ア 浦安市に関するもの
- イ 裁判判例を掲載するもの
- ウ 行政事務上参考となるもの
- エ 図書館業務上参考となるもの
- オ その他館長が必要と認めたもの

### (2) 10年

- ア 5年を超えたバックナンバーの利用があるもの
- イ レファレンスのため、長期間保存が望ましいもの

### (3) 5年

学術的な研究成果、学術研究の対象となる情報や評論を掲載しているもので、3年を超えたバックナンバーの利用があるもの。

### (4) 3年

- ア 各分野の時事情報、趣味的な情報、実用的な情報を掲載しているもので、2年を超えたバックナンバーの利用があるもの。
- イ 学術研究の対象となる情報や評論を掲載しているもの。

### (5) 2年

各分野の時事情報、趣味的な情報、実用的な情報を掲載しているもので、1年を超えたバックナンバーの利用があるもの。

### (6) 1年

各分野の時事情報、趣味的な情報、実用的な情報を掲載しているもので、掲載情報の利用期間が比較的短期であるもの。

## 附則

この基準は、令和2年10月10日から施行する。